

サービス名	サービス内容
訪問介護	ヘルパーが訪問して介護を行う。身体介護と生活援助がある。
訪問入浴介護	自宅に簡易浴槽を持ち込み入浴介助を行う。自宅で寝たきりの方でも湯船に浸ることができる。
訪問リハビリテーション	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が訪問して、主に自宅での生活機能回復訓練を行う。
訪問看護	看護師、准看護師、保健師等が医師の指示書をもとに、訪問して医療的なケアを行う。
居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士が、通院が困難な利用者に訪問し、療養の管理・指導を行う。
通所介護	事業者が自宅まで送迎し通いながら、入浴や食事、事業者によっては個別の機能訓練やレクリエーションなどを行う。
通所リハビリテーション	自宅から事業所に通い、リハビリや訓練を受ける。リハビリの内容は医師や専門職によって立てられた計画に基づいて行われる。
短期入所生活介護	介護老人福祉施設など、福祉系の施設に短期間入所し、日常生活の介助やレクリエーションが受けられる。
短期入所療養介護	主に要介護者が介護老人保健施設や介護療養型医療施設、介護医療院に短期間入所し、看護や医学的管理のもとで介護、機能訓練、医療を受ける。
福祉用具貸与・販売	必要な福祉用具を利用者の自己負担1～3割でレンタルや販売する制度。
住宅改修	介護に必要な住宅改修工事費の補助を受けられる制度。
特定施設入居者生活介護	日常生活に介護が必要な高齢者が入所する特定施設で、日常生活や機能訓練などの介護を24時間365日受けられる。